平成26年度第2回新潟市若年者自立支援ネットワーク会議 議事録 概要

と き: 平成27年3月24日 (火)

ところ:新潟市役所本館6階 第3委員会室

発 言 者	発言概要
司会	○ ただいまから、平成 26 年度第 2 回新潟市若年者自立支援ネットワ
	ーク会議を開催いたします。
	○ 本日は、大変お忙しい中、皆様からお集まりいただきまして、あり
	がとうございます。
	○ 私は本日の司会を務めさせていただきます、新潟市雇用対策課の課
	長補佐をしております、高橋と申します。よろしくお願いいたします。
	○ はじめに、新潟市雇用対策課長の金内よりごあいさつを申し上げま
	す。
金内	○ 本日は、年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして、大変あり
雇用対策課長	がとうございます。日ごろ、サポートステーションはじめ、新潟市の
	労働行政にいろいろご協力をいただきまして、改めて御礼申し上げま
	す。
	○ 雇用情勢について、1月末で新潟県が 1.22 倍、ハローワーク新潟
	単独ですと、1.58 倍で有効求人倍率がよくなっており、求人数も増え
	ている傾向が見受けられます。逆に、求人されている方は、景気がよ
	くなってきていることが影響して、若干少ない傾向にあるということ
	です。そうした明るい状況もあるのでしょうけれども、やはりニート
	の方はいろいろな報告においては高止まりの状況が続いているとい
	う状況がございます。
	○ 新潟地域若者サポートステーションの相談者の方、自立者数は、昨 「カンパートント」 「カンパートント」 「カンパート」 「カート」 「カート」 「カート」 「カート」 「カンパート」 「カート」 「
	年と比べ減少した傾向があります。これは今年度から、下越地域若者
	サポートステーションが立ち上がりました。その中でエリア、対象の
	数が減っている部分もあるというお話も伺っております。また、新潟
	労働局、ハローワークをはじめ大学の方でも若者の就労支援に非常に
	力を入れている中、新潟地域若者サポートステーションの現場から
	は、そうしたところでの就職が功を奏している中で、新潟地域若者サ
	ポートステーションに来られる方も若干減っているのかなという話
	します。 ○ 先般、国から地域若者サポートステーションの公募に対しての新潟
	一
	地域石有リホートスノーションに対し、ノンク刊りがAからEの3段 階ある中で、実績から踏まえてCランクで申請したところ、Bランク
	を認められたということで、その分ますますこれから頑張っていかな
	いといけないと思っております。
	○ 本日お集まりいただいた皆様方に、今年度の事業実績等報告もさせ

ていただきながら、課題に向けて皆様にご協力いただきながら、より 一層若者の就労支援に努めてまいりたいと思いますので、引き続きご 協力、ご支援の程よろしくお願い申し上げます。

司会

- 会議を進めさせていただきます。本日の会議につきましては、会議 録作成のため録音させていただいておりますので、ご了承ください。
- それでは、これからの議事の進行に関しては西條会長にお願いした いと思いますので、よろしくお願いいたします。

西條会長

○ 議事を進めさせていただきたいと思います。次第に従いまして、2 の報告事項(1)平成27年度新潟市若年者就労支援について、新潟市の主な取り組み状況について事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局(富井)

- 平成 27 年度の新潟市の主な取り組みについて3つの事業について ご説明します。1の学生Uターン促進事業、2の新潟暮らし応援事 業は平成 26 年度補正において国の緊急経済対策として実施する地 域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して取り組むもので、 いずれも人口減少が進行する中、人口流入を促し、人口流出を抑制 するため実施するものです。
- 1の学生Uターン促進事業についてです。若者のUターン就職を促進するため、主に首都圏の大学3年生を対象として夏休みから秋にかけて実施する市内企業の見学会及びインターンシップと学生の就職活動がスタートする来年の3月に首都圏で開催される合同企業説明会に新潟市内の企業を集めたブースを設け、新潟での就職に向けた取り組みを行うものです。
- 次に、2の新潟暮らし応援事業についてです。本市では、人口流入 を促すため、新年度に新潟暮らし奨励課を新たに設置し、新潟暮らし のよさをのばす新潟暮らし創造運動に取り組むこととしていますが、 その一つとして、本市へのUIJターンを考えている、主に首都圏に 住む 30 歳以上の年代を対象に新潟で働くメリットや子育て、居住情 報など、新潟で暮らす魅力を発信していきます。
- 次に、3の女性再就職支援事業についてです。女性の就労については、近年、出産や子育てなどで離職を余儀なくされた女性の再就職へのニーズが増加していますが、希望の職種や勤務時間などが合わず、再就職に結びついていない状況があります。このため、平成25年度より、働くうえで必要な知識やスキルを習得するセミナーや職場体験などによる再就職支援を行ってまいりました。平成27年度はこれまでの実績を踏まえ、仕事を求める女性が各々にふさわしい状況に合った働き方ができるよう、一人一人のニーズを把握する座談会を開催

し、コーディネーターがそれぞれのライフスタイルに応じた3つのコースに誘導し、継続的なフォローアップの中で再就職へつながるよう適切なアドバイスを行うとともに、ハローワークとの連携や職場見学の実施により再就職を支援していきます。また、女性就労意識実態調査を行い、職場環境や就労意識などを把握し、今後の施策に反映していきたいと考えております。

西條会長

- ただ今の説明について、何かご質問、ご意見はございますか。
- 私から1点お聞きします。高校生が大学で首都圏に行ったような学生というのは、行政のほうで掴めているものなのでしょうか。それとも、イベントに集まった学生を対象にということなのでしょうか。そこがもし分かれば教えていただければと思います。

金内課長

- 新しい国の交付金を活用してという話については、国でまち・ひと・しごと地方創生ということで、今取り組みをしており、昨年 12 月 27 日に決定いたしました。市においては 1 月 5 日に新潟市「まち・ひと・しごと創生」総合戦略推進本部を立ち上げています。その一つとして人口流入、特に若い人たちに戻ってきてもらう、あるいは先ほどの 30 歳以上という取り組みです。
- お尋ねの数値については、新潟大学などは公表されているのである程度は分かるのですが、いろいろ集めているところであり、まず、その状況をしっかり把握したうえで、これまでの若者のUターン就職支援という中で、首都圏の大学のキャリア担当の先生、職員の方がいろいろ説明会等をやっているところに、委託で新潟市からも派遣して、あるいは県が表参道・新潟館ネスパスでやるUターンの就職支援セミナーを行っているのですが、夏に行うインターンシップについては大学に周知、また、首都圏大学の父母会が新潟市内をはじめ県内において実施していますが、そちらでも周知をします。
- 夏場のインターンシップと就活スケジュールが今は変わっており、 来年の3月からは企業の就職に関する広報、募集開始になり、これま でのエントリーが12月から3月に後ろ倒しになったので、その時期 に合わせて首都圏で行う合同企業説明会に地元の企業を連れていっ て、そこになるべく、先ほど述べた取り組みをして新潟に戻ってきて ください、あるいは新潟にはこういう企業がありますということで、 県外の他の地域の学生からも来てもらうような形で取り組んでいく ということで、ご質問に明確にお答えはしていないのですけれども、 そうした中でなるべく学生を新潟市に引き寄せたいということでご ざいます。

西條会長

○ ありがとうございました。

○ 次に(2)新潟地域若者サポートステーション活動状況、事業実績、 平成27年度事業計画について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(目黒)

- 事業実施状況についてです。こちらは来所のべ数、相談件数といった件数のデータになります。今年度の合計と平成 13 年度を比較していただきますと、数値が減少していることが分かるかと思います。原因として、平成 26 年度から毎年行っていた居場所が終了になったということが1点と、新規登録者に関して、新潟地域若者サポートステーションはハローワークからリファーされてくる方が非常に多かったのですが、今年度に関してはそうした形でいらしている方の割合が減っているということがあり、その2点が原因としては考えられるのではないかと考えております。
- 新規登録者に関しては、今年度、新津と巻でサテライトの出張相談を行い、各地域の利用者が増えてきておりますので、それも含めて新規利用者への広報、周知に力を入れていきたいと思います。今年度の進路決定者数が 149 件となっており、最終的に 170 件前後になるのではないかと思います。

事務局 (佐藤総括)

- 今年度より新潟労働局、ハローワークの協力をいただき、ハローワーク新津内とハローワーク巻内で出張相談を開催しております。実績は、新津サテライトは7月から相談を開始し、相談件数は35件。延べ人数は41名、本人が33名、保護者が6名、その他が2名で、ご本人と保護者がご一緒に相談にお見えになるケースもあります。その内、就労された方が3名、職業訓練に進まれた方が1名です。巻サテライトも7月から開催しており、相談件数が18件、延べ人数が19名、本人が18名、保護者が1名、就労された方が4名となっております。当初の予定を上回る相談の件数が伸びており、来年度も引き続きご協力いただき、相談を充実させていきたいと考えております。
- サポステ卒業生ステップアップ事業について、平成 26 年度に新た に始まった事業です。今年度はモデル的に行いましたが、新潟地域若 者サポートステーションを利用して、その後卒業された方が、今、ど のようにお仕事をされているかの追跡調査と、その他ステップアップ したいという方の相談をメインに事業を行っております。
- サポステ卒業者に対する支援について、大きく分けて二つの支援メニューがあります。1つ目が職場定着支援です。様々なセミナーや企業訪問、卒業生グループワーク、個別相談を行いました。2つ目のステップアップ支援は、セミナー、そして個別相談を行っております。事業実績は、職場定着相談が来所 43 件、電話、メールが6件です。ステップアップ相談は来所が19件の電話、メールが2件です。セミナー実施回数は20件で、セミナー参加者数は334名です。

- 次に、ホンキの就職実施に関しての報告書です。こちらは民間の企業が実施しているものです。厚生労働省から紹介されまして、平成24年度から全国の地域若者サポートステーションで受け入れておりましたが、新潟サポステでは今年度初めて実施しました。プログラムの内容は4日間1クールで、グループで就職活動をするというものです。受講人数は7名です。その内、今現在、就職された方が1名です。ホンキの就職の成果と課題というところですが、参加者7名のうち6名が応募行動に移せています。今回、初めて行いましたが、とても有効なプログラムだと感じましたので、来年度も引き続き継続したいと思っております。また、この事業の実施にはハローワークからもご協力いただきまして、いろいろな情報を提供していただきましたし、プログラムの進行にも関わっていただきましたことをお礼申し上げます。
- 次に、ジョブトレーニングの実績表です。こちらは3月20日現在のものですが、35の受入企業で193名の方がお世話になりました。延べで言いますと660回ということで、新潟市内のジョブトレーニングの企業も増え、非常に協力いただいております。ありがとうございます。
- 次に、ジョブトレーニングの発表会ということで、ジョブトレin NIIGATAを開催しております。今年はジョブトレーニングに係る発表会を通して新潟地域若者サポートステーション利用者とジョブトレーニング受入事業所とのネットワークの構築と強化を図るという目的で、開催しました。プログラムは2つあり、1つ目が体験発表で、ジョブトレーニングを行った利用者の体験、成果の発表と、その発表に対する受入企業の感想を述べていただきました。2つ目がグループ討議で、参加者でグループになり、ジョブトレーニングから就労に至るギャップというテーマでディスカッションをしていただきました。この体験発表を通して、これから始めようと思っている方が一歩踏み出せるという効果がありましたので、来年度も引き続き継続したいと考えております。

事務局(目黒)

- 平成 27 年度からのサポステ事業の枠組み、変更になる点が何点かあります。このフロー図は、厚生労働省から示されたものではなくて、厚生労働省が発表した実施要綱やそれに伴うQ&Aの、新潟地域若者サポートステーションのスタッフでこのような形になるだろうというものを図にまとめたものになります。
- まず、大きく変わるのが、新潟地域若者サポートステーションに利用登録する際の方法が少し変わります。平成 26 年度までは、新潟地域若者サポートステーションに来た方は新潟地域若者サポートステーションで判断して登録あるいはリファーとなっていましたが、一旦

新潟地域若者サポートステーションに仮登録した後に、ハローワークに一緒に行って、ハローワークとサポステの双方でサポステの利用が必要だと判断した場合のみ、新潟地域若者サポートステーションで本登録になりました。利用対象者で、これまで進学を目指す方も利用対象者でしたが、対象にならないとはっきり明示されました。これが1点目です。

- 2点目は、新潟地域若者サポートステーションに登録して進路決定になったという枠組み、扱いが変わることになります。平成 27 年度からはアルバイトをした、あるいは職業訓練に進んだだけではサポステ卒業という形にならなくなりました。そういった状態の方も引き続き支援していくことになります。どういう状態が新潟地域若者サポートステーションを通して就職したのかということですが、週 20 時間以上の労働時間を 31 日以上引き続いて行うことになり、ほぼフルタイムで働いている方か、ほぼ毎日パートタイムで働いている方が卒業という形になりました。
- 次に、新しく始まるチャレンジ体験ですが、これまでもジョブトレーニングを行っていましたが、もう少し中身が濃い、実施時間が多いジョブトレーニングということでご理解いただければと思います。期間は3週間から4週間の間に週20時間から40時間以上ですので、40時間ですと1日8時間を1か月行うということになりました。このチャレンジ体験は新潟県内では新潟地域若者サポートステーションのみが実施することになりますが、県内の他の地域若者サポートステーションの利用者から実施したいという要望があればできる限り受け入れます。あと、もう1点の事業として、定着・ステップアップ事業があり、今年度も実施していましたが、無事、週20時間以上31日以上引き続いて働いた方が職場に定着するように働きかける事業が行われることになります。このような形で平成27年度の事業を展開していくことになります。
- 最後、もう1点変更ですが、にいがた若者自立応援ネットがありまして、市立高校の支援をしていましたが、また少し変わる予定になっております。

西條会長

○ ただ今の事務局からの事業経過報告、課題等の部分について何かご 質問、ご意見はございますか。

福島副会長

○ 5点ほどあります。まず、1点目が、相談件数の保護者の部分があり、今年度、現在14件で昨年度が67件、その前が105件、一番多いときで189件というように急激に減少していますが、この理由はどのようなところにあるのでしょうか。

事務局 (佐藤総括)

○ サポートステーションの利用対象者の方が、年々国から示されるものが変わってきており、開設当時はまだ家から出られないような方の親の相談も受けていましたが、その後、就職を本当に目指して動けるようになった方が対象に変わりましたので、保護者の相談は減ってきております。代わりに新潟市ひきこもり相談支援センターや新潟市若者支援センター「オール」にご相談が行っているものと聞いております。

福島副会長

○ 2点目ですが、今年度の相談件数減少の理由としてハローワークの リファーが減っているということがあったのですけれども、もしリフ ァーが減っている理由が分かれば教えてください。

事務局(目黒)

○ ハローワークにいらっしゃる来所者自体も減っているという感覚 を受けております。その辺、金子委員、いかがでしょうか。

大瀧委員(代理:金子)

○ ハローワークの求職者自体は今、景気の動向も反映して減っていることもありますし、ハローワーク自体が新潟地域若者サポートステーションと連携することなのですけれども、既に就職ということですので、その辺も対象が就職できるということで、先ほど事務局から説明いただきましたけれども、そういったことも徐々に浸透してきているということも理由の一つになっているのではないかと推測しております。

福島副会長

○ 3点目です。ジョブトレーニング実績表で実人数、延べ人数ですが、合計を見ると、各月の人数を足したものが合計になっています。ということは、ジョブトレーニングは現在、基本的に1か月単位で実施しています。1か月経つと人が替わるということでしょうか。

事務局 (佐藤総括)

○ ジョブトレーニングは基本的に3か月1クールですが、集計の仕方が、月ごとでまとめていますので、同じ方が3か月続けていれば3人でポイントされています。

福島副会長

○ 実際にはこれを3で割った数よりも少し多いくらいが実人数になりますよね。

事務局 (佐藤総括)

○ はい。人数のカウントについては、今後また正確な数字が出せるように検討していきたいと思います。

福島副会長

○ 4点目です。サポステ事業フロー図について、一番下が仮登録、本 登録、就職、6か月というのは、就職した後6か月間フォローして1 年間まではフォローするということなのですか。1年経つと把握しなくなるという意味でよろしいですか。

事務局(目黒)

○ 定着・ステップアップ事業の対象となる方が就職してから状況把握等を行うのですが、把握する目安の期限として1年把握しなさいということになっていますので、そのくらいまでこちらから連絡を取って状況を把握するということになります。

福島副会長

○ 分かりました。本登録から就職までは特に期限などは設定されてい ないのですか。

事務局(目黒)

○ 今年度などは登録してから6か月くらいでの就職を目安にしなさいということがありました。その就職がアルバイトも含まれるので、 来年度は期限が変わる可能性があると思います。新潟地域若者サポートステーションとしては、登録から1年経ったら終了で登録を取り消しますということはしておりません。

福島副会長

○ 最後ですけれども、登録のときに一度ハローワークに行くということなのですけれども、これはどのような意味があるのかが1点と、ハローワークというのは同じ建物の中のハローワークという理解でよろしいでしょうか。

事務局(目黒)

- 1点目は、こちらではまだきちんとした明示がされておりません。 4月8日に厚生労働省の会議があるので、そこで詳細が明らかになる かと思います。ただ、厚生労働省の担当者の方から、地域若者サポートステーションというのはより就職をする、あるいは基幹的な位置づ けをするという話がありましたので、おそらく新潟地域若者サポート ステーションを利用していてもハローワークに登録していない方も います。そういった意識付けの部分や、実際に新潟地域若者サポート ステーションに来た時点でハローワークに登録していただいてとい うこともあるのかと思っております。
- 2点目は、基本的には同じ建物に入っているハローワークにお連れ したいと思っており、金子委員にもお願いをしているところです。

金内課長

○ 私も年々見ている中で、事業実施要綱が非常に年々厳しく、国の予算のことも、今は完全に 39 歳までになっていると。前はおおむねという部分もありました。あと、生活困窮者の自立支援の事業との絡み、国の方ですと、地域若者サポートステーション自身は職業能力開発局が所管ですが、生活困窮者は援護局のお金であったりして、サポステ事業に手を上げるときにもそうした事業をやっていますかとか、少し

そういう部分があります。あと、学校連携事業も、平成 25 年度単年度、仕組みができたから地域若者サポートステーションで措置しなくてもいいでしょうと。あと、自立の問題も、前はそこまで雇用保険が適用になる範囲というのは明示されていなかったのが、今、明示されるようになったと。そして、中退者はいいけれども在籍者については基本的に学校のほうで面倒を見なさいと。そうは言いながら、本体事業は相談事業で国の事業とありますけれども、市町村が実施すべき事業は、うまくできるように工夫しなさいといいながらも、なかなかそれぞれ財政事情も本体もそのようになってくると、市の部分も厳しいと。そういう部分では、全国 160 か所に増えたのも、大切な事業ではあるのだけれども、より広くやっていくためには予算も限られているという、大きくいうとそのような流れもあるのかなというのは毎年感じているところです。

堀内委員

- 仮登録の際にハローワークに行って登録できるかどうかを判断することについて、ここで漏れた人はどうなってしまうかという思いを持っています。伴走舎においでになる方もいらっしゃるし、新潟市若者支援センター「オール」に行かれる方もいると思うのですが、今後、登録できない方もけっこう出てくるのではないかと思われます。高校中退だけではなくて、私どもでは、大学の単位がなかなか難しいという子どもまでが対象ですので、見込みはどのように考えているのかというのが一つです。
- それからもう一つ、就職後の6か月、1年の間に支援の件で、どのような支援、サポート、例えば、就職した方が就職先で起きるであろうことの相談なのかどうかというところも併せてお聞きしたいと思います。

事務局(目黒)

- まず、1点目についてです。仮登録まで行かないという方は無いと思います。来た方は全員仮登録をしなさいという説明です。その上でハローワークに行くことがあります。これは平成27年度の話ですが、平成26年度にも、サポステにお越しになってインテークしたうえで、例えば、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」や新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」の方が、より良い支援を受けられるのではないかという方に関しては、各支援センターをご紹介していました。ハローワークも絡むことになるかと思うのですけれども、サポステでは難しいのではないかという方は、おそらく今年度と同じような形で、しかるべき支援機関をご紹介させていただくということになるのではないかと思います。
- 2点目について、基本的には就職してから1か月後、3か月後、6 か月後、1年後にどうなっているかを把握しなさいと厚生労働省から

明示されていますので、状況確認の電話をしながら、電話でできる範囲の定着相談を行う予定です。その中でもより深刻な状況だという方に関しては、相談枠を設けて相談支援を行う予定です。3月にも1回実施したのですが、卒業した方の交流会を実施して、同じような状況でなかなかしんどいよねというような状況などを共有しつつ、仕事を続けていただけるような場を設けることを予定しております。

堀内委員

○ 平成 26 年度と同じような状況で行うと考えているのですが、こちらからの呼びかけというよりも、卒業された方、就労された方々の相談については随時受け付けますということでよろしいですか。

事務局(目黒)

○ おそらくですが、実際に運用する際には、1度、新潟地域若者サポートステーションに登録して卒業された方がメインの対象になっていると思います。

堀内委員

○ 再登録は原則できませんということなのですけれども。

事務局(目黒)

○ おそらく、原則再登録できないと書かれているのは、全国の地域若者サポートステーションなどで、派遣などに登録して働いてもらって再登録してというような形で点数を稼いでいるというところがあったので、おそらくそういうところの対策という意味も含まれているのではないかと思います。もう1点、ある程度安定的にいくところまで支援しなさいということですので、そういう意味も込めて、多分、再登録はできないと書かれていると思います。

西條会長

○ 私からまた1点よろしいでしょうか。先ほど金内課長からBランクで採択を受けたというお話がありました。来年度の予算規模または人員体制に変更があるのでしょうか。

事務局(目黒)

○ 予算は、おそらく 2,500 万円くらいです。

金内課長

○ 本体事業、国が 2,400~2,500 万円で、市が 1,400 万円くらいで、 合計で 5,000 万円程です。

西條会長

○ 今年と比べていかがでしょうか。今年度よりも増えているのか減っているのか。

金内課長

○ 本体が非常に減っております。それが先ほど申し上げた、自立というものは進学はだめとか雇用保険適用とか、少し厳しくなっているものと、メニューの中もよりハードルが高いという部分がございます。

先ほど堀内委員からもありましたとおり、問題は新潟地域若者サポートステーションを卒業しても、再びサポステ利用者になる可能性のある、逆に伴走舎はそうした人たち、帰ってくる場所としていつも受け入れていただいているというお話も伺っています。そうした中で、新潟地域若者サポートステーションと新潟市若者支援センター「オール」と新潟市ひきこもり相談支援センターなどを市がにいがた若者自立応援ネットで、連携した取り組みが求められているのだろうと。ただ、国のサポステ事業の予算の考え方としては年々厳しくなっているので、私どもはより関係機関と連携を密にしながら工夫していかなければならないというのが大きな課題になっております。

事務局 (佐藤総括)

○ 人員体制についてですが、平成 26 年度は 13 名の体制でしたが、平成 27 年度は 2 人減りまして 11 名の予定です。

西條会長

- 続いて、次第3の意見交換です。出席者の皆様からご自由に意見交換していただきたいと考えておりますが、委員の皆様へは事前に平成27年度の取り組みや若年者支援に関するご質問、ご報告項目などのご記入をお願いしております。本日は、三つの機関からテーマをいただいておりますので、これより発言していただきたいと思います。
- 始めに、就労体験受入企業連絡会の加藤委員から、かとうふぁーむ の平成 26 年度の取り組み状況についてご発言をお願いしたいと思い ます。

加藤委員

- 今年度、ジョブトレーニングの受け入れをたくさんさせていただきました。3か月で受け入れさせていただいて、その後、この仕事に興味がある、やってみたいという方を今、採用、雇用しております。3 名のうち、1名は正社員、2名は今のところアルバイトという形での受け入れをさせていただいております。
- 3名とも今も一生懸命頑張っているのですが、正直申し上げまして、難儀なところがあるかなと感じているのですが、私の仕事は営利目的ということで稼いでなんぼという仕事をしておりますので、やはり一生懸命一緒になって稼いでもらわなければいけないと思うのです。その辺りの認識がまだ生まれてこないというか、そのような感じがします。仕事が分からないのは当たり前のことなので、これから少しずつ覚えていっていただければいいのですが、社会人としての基本的マナーがやはり出来ていないのです。今、何を教えているかというと、朝に来たらあいさつしよう、仕事が終わったらお疲れさまでした、お客さまが来たらあいさつしようというところからなのです。その辺りをもう少し行ってもらいたいというところで、コミュニケーションがうまく取れていないところが私の悩みであったりするのですが、そ

- のところで少し難しさを感じているところがあります。
- それと、仕事量的にも、一般のアルバイトの方も受け入れています ので、その方々と比較するとやはりスローなのです。だからといって 賃金に差をつけて支払いしているとかそういう状況ではありません ので、一般の方、ジョブトレーニングを終えて来られている方で同じ 賃金を与えているのですが、その辺りでなかなか難しいなというとこ ろがあって、本採用をするときにハローワークでいろいろな雇用事業 がおそらくあるだろうということで相談に行って、一人はトライアル 事業の適用を受けて来ていただいています。我々受け手のほうからす ると、いろいろな支援事業があることを知らないのです。自らがハロ ーワークに行って、そういう事業があって、どのように求人を出して どのような雇い方をしたらいいのだろうかと、そのたびに聞きに行く のです。今回あったのは、ジョブトレの方を1名、やる気のある方を 採用したいということで求人を出して、そのトライアル事業の説明を 受けてトライアル事業の適用という形の求人を出して、採用したいと いうか、その方に申し込みをしなさいと言ったら、ハローワークから トライアル対象外だと言われてしまったのです。ハローワークからす ると、最初からその人を雇うつもりだったのではないかという話をさ れたのです。しかし、実際のところそのとおりなのだと思うのです。 一般の方も面接を受けて、誰を採用するかと言ったら、おそらくその 方を採用できないと思うのです。その辺りをハローワークなのか新潟 地域若者サポートステーションなのか、うまく連携を取ってやってい ただけたらいいのかなと。障がい者の場合は違いますよね。障がい者 の場合、トライアル雇用は最初から特定された方の雇用でもトライア ル事業というのは対象になると思うのですけれども、地域若者サポー トステーション利用者の場合は一般の方と同じ立場というか、そうい うところでやることができない。
- それともう一つは、トライアル、使用期間3か月の間は本採用になったときと就業条件を変えてもいいという説明を受けていたので、就労契約を変えた形でハローワークへ提出したら、それは認められないと言われたのです。しかし、そのように聞いていたという話をしたら、求人票に具体的に就業時間だとかそういったものがトライアルの場合はこうですというものが明記されていないと認められないという話なのです。そんなものは全然分からないですよね。結局は本来の正規雇用と同じ条件で採用するような形で来ていただいているのですけれども、冬の採用だったので、職業柄農閑期で仕事もその時期は無く、労賃などの払いは非常に負担があるのかなと思ったりします。利用者への支援をいろいろ行っているのはよく分かるのですけれども、受入先、受入企業に対しての支援というかメリットのお知らせというか連絡をもう少ししていただけると、そういった方もスムーズに雇用

ができるのではないかと感じているところです。

大瀧委員 (代理:金子)

○ 今、トライアルのお話をいただいて、紹介するときにトレーニングしていてその方が決まっているのではないかということと、就労条件の変更は認められないということで利用ができなかったというお話だと思います。それと比較して障がい者の例を出されたということで、類似するところが多いのかなと思っております。この辺はきちんと持ち帰りますけれども、今回の場合は新潟地域若者サポートステーションのジョブトレーニングになりますので、制度そのものと新潟地域若者サポートステーションと調整をしてきちんと回答させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

加藤委員

○ それともう一つ。この前、新聞を見ていたら、市の来年度の予算の中で、障がい者の部分なのですけれども、福祉部から、農業を活用した障がい者雇用推進事業があり、1,500万円程の予算がつけられています。その内容が、人手不足の農家と就労を希望する障がい者を結びつけるためコーディネーターを配置するとともに福祉施設へ農作業を委託した農家への助成金制度を新設し、障がい者の就農を促進しますという制度ができたと思います。これに近いようなことができてもいいのかなと思ったりもしております。

金内課長

○ その点に関して、これも先ほどの交付金絡みの中と、障がい者の雇用を進めないといけないということで、今、障がい福祉課に平成 25 年度から、総合福祉会館内に、新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」を設置し、積極的に取り組むというところで、これまでも市役所内のオフィス事務にコーディネーターをつけて障がい者の方が就労できるような事業をやっていたのですが、それを今、農業分野で広げていこうということで。加藤委員にお聞きして恐縮なのですけれども、障がい福祉サイドからお話はありましたか。

加藤委員

○ 正式にはまだ来ていないです。

金内課長

○ 例えば、労働局にしても障害者手帳を持っている方はよろしいのですが、ジョブトレの方が、そこがはっきり分からない方たちもいる中で、ジョブトレの事業が国の本体事業では認められていないため、市で単独でジョブトレのサポーターの支援をしています。そうした中の一つの取り組みで、今、農業分野における障がい者の就労支援ということで、福祉サイドでより進めていくという動きで、その辺は私どもとも連携はしている状況です。

西條会長

○ 今まで以上に就労受入企業または新潟地域若者サポートステーシ

- ョン等、可能な限り密な情報交換ができれば望ましいのかなと思いま すので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。
- 続いて、新潟市若者支援センター「オール」と新潟市ひきこもり相 談支援センター及び新潟地域若者サポートステーションで構成する 新潟若者自立支援ネットによる三者連携の取り組みについて、それぞ れ所管する委員より、取り組み状況や人度に向けた取り組みについて ご発言いただきたいと思います。

宮川委員

- 私からは、先ほどからお話に出ていました、にいがた若者自立応援 ネットについてご説明させていただきます。
- 現在、新潟市若者支援センター「オール」、新潟地域若者サポートステーション、新潟市ひきこもり相談支援センターの三者でにいがた若者自立応援ネットを作っております。これは新潟市若者支援協議会の高校中退部会の位置付けで行っている事業です。月1回定例会を開催し、月1回市立明鏡高等学校へ出向き、フリー相談室を行っています。フリー相談室は、昨年度の10月から3月は、担任の相談を受け付けていました。どのような生徒がいてどのような問題があるかということを、先生からお話をお聞きし、その中で相談機関に繋ぐ必要のないケース、また、本人と保護者に来ていただきたいようなケースもありました。今年度に入り担任の先生からも相談を受け付けていますが、直接生徒や、また、保護者と一緒に生徒がいらっしゃるという形で相談に見えられ、お話を聞くようになりました。
- フリー相談室の成果は、生徒本人や保護者が来室するケースが増えたことにより各機関に繋がるケースが増えました。また、学校外の支援機関との連携により教職員が幅広い選択肢を基に生徒の進路を考え、必要に応じて生徒に適した支援機関を教師がそのまま繋いだり、考えることができるようになりました。また、定例会でケース検討した結果、にいがた若者自立応援ネット外の支援機関に繋がるというケースもありました。
- 昨年度、今年度と新潟市若者支援センター「オール」と新潟地域若者サポートステーションのスタッフで市立明鏡高等学校へ行ってましたが、新潟地域若者サポートステーションの支援対象が雇用保険適用の週20時間働ける方となり、来年度は学校に出向くことがなかなか難しいというお話があり、前回の若者支援協議会の実務代表者会議では、今度、教育相談センターからにいがた若者自立応援ネットの三者に加わりたいというありがたいお話がありました。また、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」からもフリー相談室を開催するときに一緒に市立明鏡高等学校に出向き、居場所を開設するというお話も来ているところです。来年度は新潟市若者支援センター「オール」のスタッフ2名でフリー相談室に行くか、または新潟市若者支援セン

- ター「オール」と新潟市発達障がい支援センター「JOIN」からスタッフ1名ずつを明鏡高等学校に派遣し、引き続きフリー相談室を開設していきたいと思っています。
- 現在のこの図が安定した三角形をメインとして事業展開していますけれども、来年度はここに教育相談センターと新潟市発達障がい支援センター「JOIN」に加わっていただき、五つの機関をメインとして事業を展開していきたいと思っています。また、来年度の初めに新潟市若者支援協議会の全体会で今年度の事業報告をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

福島副会長

- 新潟市ひきこもり相談支援センターは、現在、常勤、非常勤併せて 4名のコーディネーター体制で支援を行っています。相談件数は平成 25 年度が少し増えたのですけれども、昨年度は少し減りました。これはおそらく、県のセンターが平成 25 年度にできましたので、そのときにニュースなどで報道されて掘り起こしが進んだので、一昨年はたくさん相談があり、平成 26 年度は件数が少し減った分、全体的に若干減っているところですが基本的にそれほど大きな変化はありません。訪問件数は増えています。アウトリーチ、お宅に訪問するということが若干増えているという状況です。スタッフ数の限界が決まっていますので、このくらいの相談件数で推移しています。ただ、なるべく効率化を図って、今、中央区だけで行っていますが、昨年から西蒲区などに行って区役所でまとめて相談を受けるとか、そういった形で本体を中央区のセンター以外のところでも相談を受けるように工夫しながら、今行っているところでございます。
- にいがた若者自立応援ネットに関してですが、新潟市ひきこもり相談支援センターと私ども新潟市こころの健康センターで参加しています。ただ、新潟市ひきこもり相談支援センターはスタッフの数も限られているので、またケースも意外と少ないこともあり、毎回出るわけではないですが、新潟市こころの健康センターも含めて出るようにして、今行っています。ひきこもりのケースの方はそれほど多くはないので、来年度は必要に応じて参加、連携ということでやっていきたいと思っています。また、新潟市ひきこもり相談センターの居場所も行っていますが、居場所の方が少し人数が頭打ちということもあり、家から出てくるのだけれども、その先がなかなか展開していかない、家から出てそるのだけれども、そこから居場所や就労に行くのが難しいことがありますので、新潟市若者支援センター「オール」との連携を一層強化して掘り起こして、家から出てきた方を新潟市若者支援センター「オール」などに繋げて、就労に繋げていくことを今後強化していければと考えているところです。

大竹委員

○ 質問ですが、福島副会長にお願いします。市内にひきこもり状態に ある方のおおよその数は把握しているのでしょうか。

福島副会長

○ 私どもは調べていなくて、国が東京都や横浜市など、内閣府で昔調べたものを推計値としては出したものがあるのですが、実際に調べたわけではないので実際の値は分からないのですが、福祉総務課で調査されたので、もし結果があればと思うのですが、いかがでしょうか。

外山委員 (代理:遠藤)

- 今ほどのご質問、平成 26 年度に新潟市福祉部でひきこもりに関する調査をするということになり、調査費用がつきまして、本来ですとすぐにお伝えしたいところがあるのですけれども、現在、結果を集計中でございまして、まもなく皆様に情報をお伝えできるという状態になっているところです。
- 内閣府の調査や東京都、横浜市の調査が過去にあったのですけれど も、その中ではひきこもり群の出現率というのは非常に低い数字であ りました。そこで、我々は同じような調査をしてもまた同じ結果が出 るのではないかということで、秋田県藤里町で訪問調査をして、より 正確な数字を取って、かなりの方がひきこもりでいらっしゃったとい う結果があったのですが、それと同じような形で、新潟市でも何とか ならないかというミッションがあり、我々もいろいろ考えたところ で、一つは民生委員の方にもお願いしての調査方法、もう一つは訪問 調査と迷ったのですけれども、結果的にそれは新潟市のような都市部 では無理だろうということで、オーソドックスな形で郵送による調査 を行いました。一つ参考例にしたのが、東京都町田市、40万都市な のですけれども、そこで郵送による調査をして5.5パーセントの方が ひきこもりだったということで、かなりの率の方がいらっしゃったと いう数字がありましたので、我々もそれに倣った形でやろうというこ とで、基本的に設問は町田市に倣った形でやるということになりまし た。町田市よりは少なかったです。しかし、ご自身を含めてご家族の 方にそういったひきこもり状態にある方はいらっしゃいますかとい う質問をしましたところ、それなりの率があったということだけお伝 えさせていただければと思っております。正確な情報については近々 にお伝えさせていただければと思っております。

福島副会長

○ 推計値で言いますと、大体広義のひきこもり、ニートに近い人も含めると大体若者人口の 1.8 パーセントというのがあるのですけれども、これは低めの数字だと言われています。今のお話を伺いますと 1.8 から 5.いくつの間くらいになるのかなというところです。ただ、これも郵送法なので実際のところは分からないということがありますので、その間のどこかの数字になるのかなと考えているところで

す。

大竹委員

- 昨年の暮れ、福祉総務課のご依頼に協力する形で、自分の担当する 地区にひきこもりの人がいますかというアンケートを答えさせてい ただきました。このときにも感じたのですが、ひきこもりの、例えば、 中学から高校に進学して高校でうまくいかなくなり中退し、そのまま ひきこもっていくというケースが一番多いです。いろいろな形がある でしょうけれども、就業してからぶつかってあの人は出られなくなっ たというひきこもりもあるわけですけれども、一番多い形として高校 中退者がそのまま家庭に入っているという状況がとても多いです。そ ういう家庭の中で、家族が困っていないのです。この子どもが外に出 て働いてくれないと困るという家庭は少ないのです。というのは、ま だ父親、母親の就労がある状態であればなおさらそうですし、定年延 長というのでしょうか、皆さん働いているので、一人や二人家の中で 遊んでいても全く困らないという状態がとても多かったのです。
- それで、今、皆さんが取り組んでいらっしゃるお話を聞いていて、 周りは一生懸命頑張っているのだけれども当人と家族が全然困って いないのをどうやって引き出していけばいいのかというのが地域の 課題としてあります。それを突き詰めて考えていくと、例えば、なぜ 高校で中退するかというところをしっかり考えていかないといけな いのではないかというのが私の積み重ねてきた気持ちなのですが、中 学から高校へ移るときに進路指導を、きちんと目標を持って進んでい く子どもに中退者は少ないような気がするのですけれども、とりあえ ず進学しましょうという形で、この高校であれば入れるのではないか という指導のもとに進学した子どもは割と中退を簡単にしてしまう ような気がします。学校支援課の方もいらしているので、きちんと中 学から高校へ進む段階における指導をもう少し見直していただきた いと、私は学校訪問などをやらせていただくときにいつも思っていま す。ありがとうございました。

名川委員

- 今、お話を伺って、関わってくださる方がそういう意識を持っていらっしゃるということを学びましたので、課にも伝えたいと思います。
- 新潟市の場合、小学校から中学校、高校に向けてもキャリア教育を 充実させることを学校支援課でも行っておりますので、ただ進学する というような指導は、本来中学校ではやっていないはずなのですが、 将来的にどういう人生を歩むかについて、小学校段階からいろいろ考 える機会であったり話し合ったりしながら中学校に進み、中学校でも 自分の将来を考えながら進路を選んでいるものと思いますが、また一 層充実できるように伝えていきたいと思います。

西條会長

- それでは、このあと出席者の皆様からご自由に意見交換していただきたいと考えております。何かご意見ございましたら、どうぞ活発な意見交換をお願いしたいと思います。
- 1点、新潟大学からも報告をさせていただきたいと思います。現在、保健管理センターで、病やそういうものに関わるところの支援はしているのですが、保健管理センターだとハードルが高い学生も増えてきているため、学生支援相談ルームを臨床心理士を配置し、設置しています。さらに、昨年度から特別就学サポートルームということで障がい者のサポートをする部門を新たに設置しています。障がい者といってもいろいろな障がいを抱えている学生も本学には在籍し、いわゆる発達障がいを抱えている学生、それで就学に影響があるという学生も一定割合いますので、就学サポートをすることで、選任の教員を採用し配置しています。
- もう一つは、学生がいろいろなところに相談に行くため、学内での連携体制ということで、特別就学サポートルーム、各学部の教員、私の所属するキャリアセンター、トータルの窓口として学生なんでも相談窓口を設置しており、そちらに来た学生をそれぞれいろいろなところにリファーするという体制もとっています。それから、今申し上げた保健管理センターや学生相談室、様々なところに学生は、入り口はいろいろなところから相談に来ますので、各部署で連携体制して定例の打ち合わせなどをこの部門の中で行っているという状況でございます。特に、発達障がいを疑われるような学生の割合も一定割合増えています。もちろん、就職環境が良くなったとしても、なかなか進路決定に困難を抱える学生は一定割合いるという感じがしていますので、そういう学生への支援体制もこのような形で行っているということをご報告というかご紹介させていただきました。

堀内委員

○ 学生支援相談というのは新潟大学の学生以外は対象ですか。

西條会長

○ 基本、新潟大学生です。

堀内委員

○ 私ども伴走舎は、おそらく発達障がいだろうと思われる学生もいらっしゃいますし、なかなか就労に繋がらない若者たちもいるという状態にあり、本当に発達障がいの傾向にある人をどういう医療機関に繋いだらいいのか、簡単に繋がらないという難しさもあるのです。お知恵があったらと思いまして。新潟市発達障がい支援センター「JOIN」でしょうか。どなたか教えていただければと思います。

鈴木委員

○ 実際、私どもでもそこは一番、やはりご自身の気付きがなければ医

療機関にもなかなか行きにくいでしょうし、ましてやご家族の方が抵抗します。

堀内委員

○ ご家族がまず認めたがらないというのが一番大きいですね。

鈴木委員

○ はい。最近お悩みで来られている方は、学生でお金がなくてお父さんの扶養に入っている、勝手に医者に行くと医者が分かるということで、なかなかご本人が行きたくてもいけないというのがあるので、こちらからアプローチしてもなかなか来てくださらないことがあるので、結局、困ったことというか、壁に当たらないとなかなか動きがスムーズにいかないというところもあるので、私たちも苦戦している状況です。

堀内委員

○ おそらく、鈴木委員も同じ悩みを抱えていらっしゃるのだろうと思 うのですが、障がい者の認定を受ける、または手帳を保持して年金を いただくというところまで進むと、国の方でも様々な制度があるので すが、グレーゾーンの子どもたちがいかに多いか。特に、新潟県は本 当に多いと。私自身、伴走舎だけではなくて、本業がいろいろな企業 のコンサルタントをしておりますので、相談の中で実はそれに近いよ うな社員もけっこういるのです。しかし、いったん正社員で雇用され れば簡単に首を切るわけにはいかないので、ある意味保障はされるの ですけれども、そうでない場合は非常に苦しんでいる。親も本人も苦 しんでいる。それだけではなくて、実は、採用する企業の人事担当者、 現場で一緒に仕事をされる方々が非常に悩んでいるのです。そういう 現状も含め、加藤委員のご意見の様にトライアル雇用の中で早く気付 いて手立てをすることがとてもいいなと思っています。私どもでは、 自活で対象者を 10 人くらい抱えておりますけれども、そこまで行か ないグレーゾーンの子どもたちがさらにその倍くらいは常時来てお りますので、その辺のところ、皆さんと一緒に考えていただけるとと てもありがたいと思っております。

福島副会長

○ 医療という点で言うと、新潟こころの発達クリニックができて、今まで大学とはまぐみ小児療育センターとか精神科病院しかなかったところなので、だいぶ敷居が下がったということはあるので、相当数行ってるのではないでしょうか。

堀内委員

○ そうなのです。逆に今度はあまりにもたくさん来られているもので すから、なかなか順番が回ってこないというのが今の実態です。

福島副会長

○ 以前は、はまぐみ小児療育センターなどでも半年待ちで、だんだん

改善はしているところですけれども、今おっしゃったグレーゾーンの 人たちですが、以前は新潟地域若者サポートステーションが受け皿に なっていたのが非常に大きく、それは国の流れで、今、そこがなくな っているということが一つ問題ではないかと思います。ジョブトレー ニングも、グレーゾーンの方に対して使いにくくなっていると思いま すので、そこをどうするのかというのは大きな問題なので、そこはこ の場で結論が出る問題ではないですけれども、考えていかなければい けないと思います。新潟市若者支援センター「オール」もできたので、 新潟市若者支援センター「オール」と連携して、障害者手帳までは行 かないけれども難しい人たちに対する対応は考えていかなければな らない部分ではないかと思います。精神障がいの枠から外れてしまう 人たちですが、実際、隣接している部分で、我々はサービス、精神障 がいと分かれていますけれども、グループとしてはグレーゾーンの人 たちがたくさんいらっしゃるので、そのままその人たちの年が上がっ てくるとどこも行き場がなくなるという問題が確かに生じているの で、そこは大きな問題として考えていく必要があり、若者支援協議会 でも考えていく問題だとは思っています。

堀内委員

○ 大竹委員から親が困っていないというお話に対して、実は、私どもの方にこられる、私たちは基本的にはご両親と必ず面接するというハードルを設けているのですが、大体 55 歳過ぎになると親の方が焦ってきます。何とかしないとというところで、必ずしも就労まで行かなくても家庭の中でけっこうやってくれている部分もあるものですから、そのところからきっかけ作りをして、家庭内を一つの社会の入り口としてとらえてみませんかというところから、少しずつ親の気持ちをお聞きしながらということをやらせていただいています。私どもの方は新潟県だけではなく県外からも来たりするのですけれども、やはり親は知られたくないというところと、それからまだ 50 代までだと一人くらい何とかなるというところで、どうしても切羽詰まるまで放置される傾向はあるのかなと思います。その前であれば、気付けばそれこそ本当に地域若者サポートステーションに登録していう方法もとられるのだろうと思うのですけれども、どうしても詰まってくるのかなという気はいたしました。

西條会長

○ 福島副会長のお話にもありましたけれども、かなり難しい問題があったり、地域若者サポートステーションの方で、今までよりも対応できなくなってきている現状もあるのかなとも思いますので、この点は引き続き委員の皆様のご検討を考えていただかなければいけない部分かなとも思いますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

外山委員 (代理:遠藤)

- 平成 27 年度から生活困窮者自立支援制度が法定制度ということで、全国の自治体でこちらの取り組みが必須ということになりました。新潟市の施策についてお話をさせていただければと思います。これは、税と社会保障制度の一体改革の中で、子ども子育て支援制度とともに貧困、格差対策の強化という一つのメニューに組み入れられたものでございます。この中には重層的なセーフティネットの構築ということで、生活保護制度の上に困窮者の自立支援制度を設けて、もう一つのネットを設けるというものでございます。基本的には、困窮者の早期把握、早期対応や伴走型の支援、就労先の開拓等を行って、生活保護受給に陥る前に何とか自立していただこうというものでございます。この背景としましては、リーマンショック以降、生活保護受給者が激増したというところを踏まえて、社会保障費の増大を何とかおさえるというところで、その前に何とか自立していただこうというのがこの法の趣旨でございます。
- 生活困窮者、厚生労働省の資料を見ますと、日本の中で 15 パーセント程度の方が困窮と言われておりますので、非常に多くの方がいらっしゃるということなのですが、今回、私ども、基本的に困窮者の方々全部を見るというのはとんでもないことになるのですけれども、ターゲットにしておりますのが、生活保護の相談に来て生活保護の制度に乗らなかった方、具体的に言いますと、資産を持っていたりして生活保護を直ちに受けることができないという方々は、やはり、今現実に困っているのだろうということで救済しなければいけないというところで、新潟市においては年間 1,400 人ほどの方がいらっしゃるのですけれども、こういった方々をまずはターゲットにするというところでございます。
- 次に、ご本人、家族、関係機関が電話、来所等により相談に来たり、中ほどに区役所の生活保護担当課に生活支援相談員が対応ということになっておりますけれども今回、4月以降に新潟市内8区すべてに生活支援相談員という職員を配置し、専門の対応をするという人的措置をとっております。また、区役所、いろいろな窓口で税や保険料の相談に訪れる方がいらっしゃいますので、もし、この人は大変だということがあれば、すぐに生活保護担当課に繋げるというところで、こういった連携を取るというところでございます。
- 次に、新潟市パーソナルサポートセンターですが、今現在もモデル 事業で新潟県労働者福祉協議会にお願いしていますが、来年度も引き 続きということで、県庁の近くにパーソナルサポートセンターがあり まして、包括的な相談支援を行うというところです。自立相談支援事 業ということで、まず始めに、困窮者の方がこちらの相談をしていた だきます。困っている方には相談していただいて、どういった支援が

よろしいか、どういった相談機関がいいかということで、今日、こち らにいらっしゃる皆様も非常に関係がある機関でございますけれど も、その方々に応じていろいろな機関と連携して、この方はこちらの ほうがいいのではないかと、まずはいったん窓口になって受ける機関 ということでございます。相談を受けて、この方は継続的な支援が必 要だということになりますと支援決定という行政行為を行って、矢印 が書いてございますけれども、一人一人の状況に応じた支援というこ とで、二重囲みになっておりますけれども居住(支援)、ここは就職 するまでに住居の費用を有期で給付するというサービスでございま す。そして次が就労支援ということで、この事業で最も重要な箇所か もしれませんが、なかなかすぐに就職に結びつかない方がいらっしゃ るというところで、就労支援、就労準備支援事業として、事業者の皆 様にお願いする予定にしておりますが、就労に向けた日常、社会的自 立のための訓練をして、そのあと就職に結びつけるというところで、 一定の訓練行為をするというところでございます。また、早期就労が 見込まれる方につきましては、ハローワークと今後も一体的な支援と いうことで、これは生活保護受給者も含めた一体的な支援を私ども行 っていきたいと思っております。

- 次に、緊急的な支援として緊急に衣食住の確保が必要な方、地域生活支援事業となっておりますが、簡単に申し上げますとホームレス対策ということで、一定の衣食住の支援を行うというところです。そして、子ども支援ということで貧困の連鎖の防止とございますが、この制度、一つの大きな枠組みとしては貧困の連鎖の防止というのも大きなものになっております。困窮者世帯のお子さんがなかなか進学して途中で、中退ということもございますので、ここも、私ども、すでに新潟市としては学習支援事業ということで、主に生活保護受給者の子どもを対象に全市域を対象に勉強会を行っているところなのですけれども、新たに法律の制度になったということで、引き続き全市域を対象に、困窮者世帯を含めた形で支援をさせていただくというところでございます。
- ここで、新潟市独自の取り組みとしまして、ただ子どもに集まって もらって学習会をするというのではなくて、教育支援員、先生のOB の方にお願いしまして、ご家庭にもお邪魔させていただいてお子さん の勉強への動機付けを行ったりというところで、ご家族も含めたサポート体制を執っていきたいと考えているところでございます。
- 本来ですとかなり前から皆様にこういったお話をさせていただい て情報の共有を図っていただくということでお願いできればよろし かったのですけれども、4月からこの制度が始まっていきますが、ぜ ひとも皆様からもこちらのご協力をお願いしたいと思っております。

福島副会長

○ 生活支援相談員というのはどのような方がなるのかということと、 人数は、やはり中央区、東区に、人口の多いところでもお一人でいらっしゃるのでしょうか。教えていただければと思います。

外山委員 (代理:遠藤)

○ こちらの方は身分的には非常勤職員で、社会福祉主事の資格を持った方という位置付けにしております。一つの区に一人ということなのですけれども、制度当初というところもあり、人事当局と折衝した結果、何とか確保したところで、本来は少し色をつけたかったのですけれども、一つの区に一人という形にさせていただいたところです。

大竹委員

○ 教育支援員が4月から実施されるということでしたけれども、これ も有資格者ということなのでしょうか。

外山委員 (代理:遠藤)

○ 基本的には教員のOBの方をお願いしていますので、特に資格という部分ではハードルは設けておりません。個別にお願いさせていただいているところです。

大竹委員

○ これは本指導するということになると、家庭からの申請や要望をお 聞きするわけですか。

外山委員 (代理:遠藤)

○ 今も西区で行っているのですけれども、そういう教室に通っている子どものご家庭にお邪魔して、主に保護者の方々の、訪問してどのような感じか、必要があればアドバイスをさせていただく、相談に乗るとか、主に父兄の方の支援とご理解いただければと思います。

大竹委員

○ 今現在、学習サポーターということで、学校へ支援に入らせていた だいているのですけれども、家庭ということになると、保護者への支 援ということになると思うのですけれども、西区で実施しているとい うのは、そういう家庭のお子さんを対象に、今、教室を運営している ということなのですか。

外山委員 (代理:遠藤)

○ 教育委員会と連携ができていなくて、どちらかというと福祉事務所 サイドで生活保護受給者の方々を対象に行っております。学校との連 携も図りたいところではあるのですけれども、まだ非常に不足してい るところでございます。

西條会長

○ ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

関委員

○ 今春卒の高校生、大学生等の職業紹介状況で、高校生、大学生とも 内定率についてはリーマンショック前の状況に戻りつつあるという ことで、5年連続改善ということです。高校生の内定率は1月末で97.2パーセント、大学等、「等」というのは下のほうにございますとおり短大、高専、専修学校を含めた数字でございますけれども、こちらが1月末で84.7パーセントの内定率ということで、いずれも平成4年ごろ、ちょうどバブルのころかと思いますが、その水準の高さまで内定率は上がってきていると。

- 全国の数字がつい最近発表されていまして、高校の 97.2 パーセントというのは全国で第1位の内定率の高さです。次が石川県だったと思いますけれども、97.1 パーセントという数字です。逆にマスコミ等からなぜ新潟はこんなに高いのですかという話もありましたけれども、私どもとしては、常日頃から各ハローワークに学卒担当の専門相談員、非常勤職員を配置しており、そちらと各高校の就職指導担当者との連携がうまくいっていまして、早めに学校から各生徒の情報をいただいて、こちらから出かけて早期の支援を行っていることが大きいのではないでしょうかというお話をさせていただいています。いずれにしましても、景気の上向きという部分がございまして、高校も大学も各企業から求人をたくさんいただいたと。それが学生の選択肢が広がって内定率の向上に繋がっているのではないかということでございます。
- 次に、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案要綱の概要ということでございます。俗に言います若者雇用対策法、今まで、様々な取り組みはしてきているところですが、具体的な法律などに明記するような形で今までされてきていない部分があり、日本再興戦略の中でも若者の就職支援から定着までの間の法整備を行う必要があるのではないかということを求められて、今現在、今回の通常国会に法案が提出されております。地域若者サポートステーションの整備と、具体的に法案の中に明記されるような形で入ってきておりますので、参考までにご覧いただければと思います。

西條会長

- ありがとうございました。
- 次第4のその他に入らせていただきたいと思います。事務局からよ ろしくお願いいたします。

事務局

(和田係長)

○ 事務局から2点ご連絡申し上げます。

○ 1点目ですが、来年度の会議についてご連絡いたします。現在の本会議委員の皆様の任期は今月の31日までとなっております。新潟市では附属機関等の委員に女性の登用を推進しており、前回の改選から本会議の委員の女性の割合は本市が目標としております40パーセントを超えています。引き続き女性の参画を積極的に進めたいと考えていることから、委員候補者の選任については女性の委員構成に配慮し

ながら、状況によっては個別にご相談を行い対応していきたいと考えております。新年度の人事異動等もありますので、4月の早いうちに委員の委嘱についてご依頼をさせていただきたいと考えています。各機関におかれまして、本市の男女共同参画の趣旨をご理解いただき、可能な限りご配慮くださいますようご協力をお願いいたします。

○ 2点目ですが、私ども雇用対策課は4月から、組織改正により雇用 対策課から雇用政策課へと名称が変わりますので、ご承知いただけま すようよろしくお願いいたします。

西條会長

- ありがとうございました。ほかに何かございませんでしょうか。
- なければ、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきま す。ご協力、ありがとうございました。

司会

- どうもありがとうございました。今後とも若者の支援のため、お力 添えをいただけますようお願い申し上げます。
- なお、今ほど事務局から説明がありましたが、次期委員の構成につきましては事務局で検討させていただきまして、改めてご連絡させていただきたいと思います。本日は、大変ありがとうございました。